

令和6年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和6年6月25日（火） 午後2時00分から午後4時00分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：吾郷珠麗、石井溪、石渡肇、伊東晶一、今井康介、金網房雄、小林伸一、
佐伯浩一、高田旭祥、増山拓誠、松宮智生、山口貴成、渡邊秀孝

木更津市：田中副市長、植野総務部長

（事務局） 中原総務部次長兼総務課長、渡辺課長補佐、河上係長、
石井主査、梅田主任主事、鈴木主任主事

（関係課） 経営改革課 山本課長、相木課長補佐、鈴木係長、栗林主事
子育て支援課 丸課長、萩原主任主事、中原主事
障がい福祉課 榎本次長、江島係長、菊地主任主事、
石井主事

保険年金課 清水課長、高橋課長補佐、伊藤係長
学校給食センター 森竹所長、廣重係長

○議題等及び公開非公開の別：全て公開

- （1）諮問 特定個人情報の利用について
- （2）報告 個人情報の漏えいについて（障がい福祉課）
- （3）報告 個人情報の漏えいについて（学校給食センター）
- （4）報告 個人情報の紛失について（保険年金課）
- （5）その他

○傍聴人の数：0人

○会議内容

河上係長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。

私は進行を務めさせていただきます、総務課法規係の河上と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、委員の就任についてご報告がございます。6月に富田委員が退任されまして、後任に高田委員が就任されましたので、ご報告いたします。

高田委員 木更津市PTA連絡協議会の副会長をしております高田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 ありがとうございます。続きまして田中副市長より挨拶を申し上げます。

田中副市長 皆様こんにちは。木更津市副市長の田中でございます。

本来であれば渡辺市長が参りまして、ご挨拶すべきところでございますが、出席がございませんので、代わりまして私よりご挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはご多用のところ、木更津市情報公開総合推進審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃より、市政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本市におきましては、委員の皆様のご協力のもと、木更津市情報基本条例をはじめとする各種条例等に基づき、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。

引き続き、市民の皆様から信頼を得られますよう、透明性のある行政運営を実現して参りますので、委員の皆様には今後とも、情報公開の総合的な推進のため、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて本日は、特定個人情報の利用についての諮問等をさせていただきます。委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 田中副市長ありがとうございます。

それでは、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

お暑い中お集まりいただきまして、本日はどうもありがとうございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが本日の出席者は何名でしょうか。

河上係長 本審議会は木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。

審議会の委員の定数は15名、本日の出席委員は13名となっております。

小林会長 わかりました。そうしますと規則上の定足数は満たしているということであります。従いまして会議は成立いたします。

もう1つ、最初にお諮りしなければならないことがありまして、この本日の会議の公開。これについてお諮りしますがいかがでしょうか。

ご異議なし。ということで皆さんご異議はないそうです。したがって、公開で進めさせていただきます。

本日の議題は諮問、それから個人情報の漏えい及び紛失に係る報告事項が3件ですね。ヒューマンエラーに関する報告だと思っておりますが、これが3件あるということで、よろしくお願いいたします。

それから、会議中に特段の事情がある等で退席しなければならないという方は、前も

って私の方にお知らせください。よろしくお願ひいたします。

それでは早速議題に入らせていただきたいと思います。それから発言される場合は、勝手にお話にならないで、挙手をした上で、マイクをオンにさせていただくようよろしくお願ひします。そうしましたら、諮問について、事務局よりお願ひいたします。

河上係長 はい、諮問につきましては、田中副市長から諮問いたします。

田中副市長 それでは諮問をさせていただきます。

木更津市情報公開総合推進審議会会長、小林伸一様。特定個人情報の利用について（諮問）。

下記のことについて、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例第3条の規定により諮問します。令和6年6月25日。木更津市長、渡辺芳邦。

1、番号条例第4条第2項の規定により個人番号を利用する(1)の事務において、条例に基づき実施機関において、新たに(2)の特定個人情報を利用すること。

(1)、対象事務、木更津市子ども医療費助成規則による子ども医療費の助成に関する事務。

(2)、利用する特定個人情報、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報。

2、番号条例第4条第2項の規定により個人番号を利用する(1)の事務において、条例に基づき実施機関において、新たに(2)の特定個人情報を利用すること。

(1)、対象事務、ア、木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務。

イ、木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務、ウ、木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例による精神障害者医療費の助成に関する事務。

(2)、利用する特定個人情報、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

河上係長 なお、田中副市長、植野総務部長は、ここで退席させていただきます。ご了承くださるようお願ひいたします。

小林会長 続きまして、諮問事項に関する審議ですが、改めて事務局の方から、諮問の趣旨等についてのご説明をお願ひいたします。

河上係長 はい。それでは、本諮問につきましては、今回追加をしたい特定個人情報につきまして、特定個人情報を必要とした理由など、マイナンバー制度の所管課でございます経営改革課よりご説明をいたします。

山本課長 はい、ではご説明をさせていただきます。経営改革課の山本と申します。よろし

くお願いします。枚数が非常に多くて大変恐縮でございますが、資料を使いましてご説明をさせていただきたいと思っております。

小林会長 この会議の進め方についてですけど、これは今日の諮問を受けて、来週の木曜日にも答申を行うというような段取りだというふうに聞いております。

あまり時間を置かないで答申をしなければならないということを皆さん十分にお考えになって、というのは具体的に申しますとこれは条例の改正の案件ですから、9月議会にこの改正案が提案されるというようなタイムスケジュールなんです。

その9月議会の前にはお盆休みもあるかもしれませんが、こういうことを考えると、事務局サイドからすれば、なるべく時間をかけないで、この諮問答申のお手続きをやりたいいただきたいというのが本音だと思います。

私もそれは十分承知しているつもりなので、おそらくここにいらっしゃる皆様も、あまり無駄な時間は使わないで効率的に議論を進めると。皆さんもご理解いただければと思います。以上です、どうぞ。

山本課長 それでは今回諮問をさせていただきました背景や内容などにつきましてご説明をさせていただきます。

まず諮問の経緯でございますが、テレビなどで報道されておりますので皆様すでにご承知かと思っておりますが、マイナンバー法や健康保険法などの改正が行われまして、本年12月2日をもって、健康保険証が廃止されることとなりました。

これによりまして市役所の手続きにおいて変更が生じて参ります。そのため窓口での混乱をなるべく抑えて、また市民の皆様の利便性向上を図り、マイナンバーを利用して情報を確認できるようにするため、条例改正が必要になったものでございます。

改正しますのは、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例、非常に長いのでここからは番号条例とさせていただきますが、この番号条例の第3条におきまして、今回のような改正を行う場合には、審議会からご意見を求めることとしておりますので本日、開催をお願いしたところでございます。

それでは、前段が長くなりましたが資料01からご説明をさせていただきたいと思っております。

資料01「番号制度及び番号条例の概要について」をご覧ください。初めに番号制度と番号条例についてご説明をさせていただきます。

項目1の番号制度の概要ですが、番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、行政を効率化して、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現していくことを目的につくられた制度でございます。

マイナンバーカードを利用しまして、申請等の手続きをご経験された方もいらっしゃるかもしれませんが、例えばこれまで、市役所などの手続きで提出していただいていた住民票や戸籍謄本、また税に関する証明書などが、マイナンバーを利用することで、提出す

る必要がなくなりました。

この添付書類が不要になることによって皆様の負担が軽減されるだけでなく、市でも添付書類の確認作業などがなくなりまして、給付金などの支給の迅速化に繋がっております。

また正確な情報を得られるようになることで、本来は給付金の対象ではない方が不正に給付を受けることなども防止することが可能となりました。

さらには市において、添付書類の紛失による個人情報漏えいの防止にも効果があるものと考えております。

このようにマイナンバーが利用できるようになったことで、利便性などは向上しておりますが、一方で、情報漏えいなどのリスクが全くないわけではございません。

そのため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、ここからは番号法とさせていただきますが、この番号法が平成25年に公布されまして、この法律や省令などにおいて、マイナンバーの利用方法だけでなく、リスク対策などの項目が規定されたところでございます。

続きまして、2個人番号の利用範囲についてでございます。次のページの図2をご覧ください。

マイナンバーが利用できるのは、番号法に定められた社会保障、税、防災分野などの事務に限定されております。

これらの分野の手続きにおきまして、マイナンバーを利用して住民情報などを、地方公共団体で確認することが可能になることで、添付書類の提出を省略することが可能になります。

この地方公共団体で住民情報などを確認することを、「情報連携」と言います。

ここで参考01「独自利用事務の情報連携」をご覧ください。

1ページの左下の図でございますが、左側がこれまでの申請の手続き、右側が情報連携をした場合の手続きの図になっております。

申請者の方はマイナンバーを記入することで、所得証明など、添付書類が不要になるというものです。

この図のタイトルは、「独自利用事務の情報連携制度」となっております。

この独自利用事務ですが、先ほどマイナンバーの利用範囲は、番号法により規定されているとご説明いたしました。

その番号法の第9条第2項において、番号法と同様の社会保障、税、防災などの事務であって、地方公共団体が条例で定める事務については、マイナンバーを利用することが可能と規定されております。

この規定によりまして、地方公共団体では、国の事務に準じた事務の場合、地方公共団体の条例にその事務を規定することで、マイナンバーを利用して添付書類の省略などを行うことが可能になっています。

この地方公共団体が独自に行う事務のことを、「独自利用事務」と言います。

右下の届出状況をご覧いただきたいと思いますが、現在1,375団体において、11,135件の事務でマイナンバーが利用されて、手続きの簡素化などが図られています。

続きまして2ページをご覧ください。

ここでは主な独自利用事務について、令和5年度に利用を届け出た地方公共団体数が記載されています。

全国で多くの団体で同様の事務が行われていて、年々団体数が増加しているということがわかるかと思います。

続きまして3ページをご覧ください。

ここでは多くの団体でマイナンバーを活用している独自利用事務と省略が可能になる添付書類の例が記載されています。

例えば左上の⑩、ひとり親等の医療費助成に関する事務、こちらを見ますと、省略可能な書類の例に健康保険証が記載されています。

本市におきましても、⑩、⑭、①、こちらなどの事務で、健康保険証の情報を新たに番号条例に加えさせていただくために、今回条例改正を行うものでございます。

続きまして、資料の参考06をご覧いただきたいと思います。

参考06、独自利用事務の情報連携に関する手引き、こちらの方の3ページをご覧くださいと思います。

こちらの方に、国の事務に準じている事務として、国の個人情報保護委員会で示しました独自利用事務の事例が載っております。

地方公共団体ではまず、この事例に記載があるかを確認しまして、独自利用が可能な事務の検討を進めます。

記載の通り国からは多くの事例が示されておりますけれども、条例に独自利用事務を規定してマイナンバーを利用するかどうかは、各団体の判断にゆだねられているところでございます。

このマイナンバーを利用できるかどうかで、他の市町村と比べまして住民の方の利便性に差が生じ、また地方公共団体の事務量、また保管する書類の量なども異なって参りますので、先ほどもお話ししましたが、全国の1,400近い団体におきまして、マイナンバーの独自利用事務が進められている状況でございます。

それでは資料01の3ページにお戻りいただきたいと思います。

3の独自利用事務の情報連携についてでございますが、図3の情報連携の概要をご覧ください。

上の段が、A市になっておりますが、A市に申請者の方がお見えになりまして、マイナンバーを利用して申請を行う場合のイメージになっております。

図の中央に情報提供ネットワークシステムとあるかと思いますが、情報連携は国が作りましたこの情報提供ネットワークシステムを介しまして情報のやりとりを行います。

図の上段の右側が法定事務、左側が独自利用事務となっておりますが、右側の法定事務は番号法に規定されておりますので、マイナンバーを利用することが可能となっております。

です。情報連携により、B町が保有している情報を確認することが可能です。

一方左側の独自利用事務でございますが、先ほどご説明しました、番号条例独自利用事務を規定することに合わせまして、この図の中の法定事務と独自利用事務の間に、個人情報保護委員会、届出と記載されているかと思えます。

独自利用事務が国の事務に準じているかなど、個人情報保護委員会が規則で定めた要件をクリアした上で、届出を行うことによりまして、情報提供ネットワークシステムを通じて、B町の情報を確認することが可能になります。

なおこの図では、A市から直接B町の情報にアクセスするような図に見えますが、実際には全国2ヶ所に自治体中間サーバーというデータセンターが設置されております。

全国の各団体はそのデータセンターに番号法により定められた、マイナンバーを利用する事務ごとの情報を集めた特定個人情報を格納しています。

情報を紹介する各団体は、情報提供ネットワークシステムを通じてその情報を確認しに行くというような仕組みになっています。

このような全国的な仕組みによりまして、住民と地方公共団体の双方の負担を軽減させて、公正で公平な給付等の実現を可能にしている、という仕組みになってございます。

続きまして4ページの図4、情報連携と庁内連携をご覧ください。

これまで他の団体が保有している特定個人情報を確認する「情報連携」を説明して参りましたが、例えば、同じ団体内において、それらの特定個人情報を保有している場合があります。

この同じ団体内で、同じ機関内の他の部署と情報のやりとりをすることを「庁内連携」といいます。

この場合は、情報提供ネットワークシステムを介さずに団体内のシステム間で情報のやりとりを行いますので、国の個人情報保護委員会に届け出を行う必要はありません。

なお同じ団体内でも、市長部局と教育委員会などのように、異なる執行機関となりますと、その場合は庁内連携ではなくて情報連携になります。

こちらの場合、いずれの場合も番号法において認められていまして、本市でも、番号条例に規定をして連携を行っているところでございます。

ここまでの確認でございますが、独自利用事務を情報連携する場合は、まず1番目として番号法第9条第2項に基づく番号条例に独自利用する事務を規定して、2番目として、番号法第19条第9号に基づき、法定事務に準ずるものとして、委員会規則で定める要件を満たした上で、個人情報保護委員会に届出をしまして、情報連携を行うこととなります。

それでは続きまして4、条例の概要についてでございます。

5ページをご覧くださいと思います。

これまで説明をして参りました通り番号条例につきましては、番号法を根拠とする条例としまして、まず(1)の番号法第9条第2項に基づく独自利用事務と、(2)の独自利用事務で利用する特定個人情報などを定めております。

まず(1)の独自利用事務ですが、本市では現在、別表第1の方に、市長部局のものが6件、それから教育委員会のものが1件の合計7件の独自利用事務を規定して、マイナンバーによる情報連携を行っています。

今回の条例改正では事務そのものの追加などはございませんので、こちら別表第1の変更はありません。

続いて第2の同一実施機関内で情報連携をする特定個人情報ですが、6ページの別表第2をご覧ください。

この別表第2では庁内連携につきまして、庁内連携を行う事務と、庁内連携により確認する特定個人情報を規定しております。

この資料に記載しているものですが、こちらについてはすべてのものではなくて、今回条例改正に該当する5つの事務、該当する特定個人情報だけを記載したものでございます。

続きまして5、番号条例の改正理由でございますが、健康保険証が廃止することに伴いまして、4件の事務に対して、医療保険給付関係情報を追加するもので、個人番号などの利用範囲が拡大しますので条例改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては後程資料02を使いましてご説明をさせていただきます。

次に6、条例改正の施行日及び理由でございますが、改正法が令和6年12月2日に施行されますので、次の令和6年9月議会で番号条例の改正を行いまして、法の施行日に合わせて、令和6年12月2日の施行を予定しております。

以上、ここまでの番号法と、番号条例等の概要の説明になります。

一旦ここまででご質問等はございますでしょうか。

小林会長 趣旨説明とか、それはこれからも続くのでしょうか、前半が終わったということでしょうか。

山本課長 はい、そうですね。

小林会長 であればここで一息ついて、今日はご意見は控えていただいて、あくまでも質問をお願いします。

意見と私が判断したら、やめてくださいと声をかけますのでご注意ください。

なかなか資料の順序通りいくわけじゃないですね、それだけ番号法の仕組み、今回の改正が複雑だということで、今のような資料があっちに行ったりこっちに行ったりになってしまうのですか。

山本課長 会長がおっしゃっていただきました通り、非常に制度そのものが複雑になってございます。

情報漏えい等を防止するような策もいろいろあるんですが、そこら辺が複雑になって

おりますので、今回資料の方も多岐にわたってしまったというところでございます。
渡邊委員 委員の渡邊です、お疲れ様です。

今回追加されたい独自利用事務は、すべて国の指し示す典型的事務に含まれている、いわゆるガイドライン通りというような理解でよろしいでしょうか。

山本課長 はい。今回、追加する事務につきましては、国の方の事務に類する事務でございまして、すべて保険証が廃止されることに伴いまして、追加をさせていただく情報でございます。以上でございます。

渡邊委員 せっかく資料があるので、参考資料01の3枚目だとどれですかね。

山本課長 そうしたら、後半の説明の方でそこら辺も含めてご説明をさせていただければと思います。

渡邊委員 あと後半の説明の方になるのかもしれないですけども、そういう中で今回諮問するにあたっての何か懸念事項だとか、そういうのもあるのであれば、あわせて説明されたいと思いますので、よろしく願いいたします。

山本課長 懸念される点も含めまして後半の方でご説明をさせていただきたいと思います。

小林会長 他に何か。

無いようですので、後半の説明を。

山本課長 それでは説明させていただきます。

ここからは、条例改正の概要につきましてご説明をさせていただきます。まず参考02「マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応」、こちらの2ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらの方に、健康保険証の廃止前後のイメージが記載してございます。

右側の方をご覧いただきたいと思いますが、こちらに令和6年12月2日以降の健康保険の資格情報を確認する手段が記載されております。

まず上段の資格確認書でございますが、マイナンバーカードと一体化される保険証、通称マイナ保険証を持っていない方に、保険者から提供される書類になりまして、現在の健康保険証の代替として利用できるものになります。

この資格確認書ですが、有効期間については、国からは各保険者が5年を超えない期間で設定する、とだけ示されておりまして、その後の対応などは示されておりません。

また今のところ、紛失した場合の対応なども特には示されていないところでございます。

従来の健康保険証につきましては、令和6年12月2日に廃止となりますが、経過措置として発行済みの保険証は1年間まで有効となっております。

続いて下の段のマイナ保険証、こちらの方ですがその下に資格情報のお知らせがございます。

こちらにつきましては、停電やシステムトラブルのときなどに活用することを想定しまして、マイナ保険証を持っているすべての方に対して送付される予定でございます。

次の3ページに、この資格確認書と資格情報のお知らせがございます。

続きまして参考03、「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」、こちらの方
ご覧いただきたいと思います。

ここでは実際にマイナ保険証をどのように利用するのかが示されています。

まず①のカードリーダーでマイナ保険証を読み取りまして、②で顔認証または暗証番
号で本人確認を行います。

次に③の同意取得で、医師等に過去の情報を提供するかを選択しまして受け付け終了
となるものです。

ここで④がございまして、「限度額情報を提供する」というところを押しますと、高額
医療費制度、こちらの手続きも完了となりまして、窓口での限度額以上の支払いが不要に
なるというものでございます。

次、裏のページをご覧ください。

国が掲げるマイナ保険証のメリットでございしますが、1つ目に、これまでの診療情報な
どを医師等に提供することが可能になります。

総合的な診断ですとか、重複した投薬の防止に役立てることが可能になります。

2つ目ですが前のページの④にもありました、高額療養費制度の対象となる場合に、窓
口での一時負担、また申請書類の手続きが不要になります。

3つ目ですが引っ越しや就職、転職をしても、そのまま健康保険証として利用できる
というものでございます。

続きまして資料02の「条例改正の概要」、こちらの方をご覧くださいと思います。

まず1番目の改正理由でございしますが、現在医療費の助成事務につきましては、健康保
険証を確認して、受給資格に関連する情報を確認しています。

12月2日の保険証の廃止後ですが、健康保険の確認につきましては、先ほどご説明し
ました通り、各種の書類やマイナ保険証により、図1の4パターン、こちらから確認する
こととなります。

まず、マイナンバーカードの健康保険証利用を登録しているかどうかで、2パターンに
分かれます。

一番上の(1)ですが、ご本人が健康保険証の利用登録をされていて、市でもマイナン
バーによる情報連携が可能となっている場合は、ご本人からマイナ保険証を提示してい
ただくことで、手続きが可能となります。

市役所側では、この情報連携によりまして健康保険の資格情報などを確認して参りま
す。

この(1)の部分が今回の改正を行う部分となりますが、すでにこれまでも住民票です
とか、税などの情報を情報連携しておりますので、作業としては情報が1つ増えるとい
うイメージとなります。

次にその下の(2)ですが、市においてマイナンバーによる情報連携ができていない場

合、こちらの場合はマイナ保険証を提示していただいても、市では情報を確認することができませんので、各保険者から発行される資格情報のお知らせ、こちらを改めて提示していただくこととなります。

次にマイナンバーカードを持っていない方や、持っても健康保険証の利用登録をされていない方につきましては、(3)の資格確認書を提示していただく方法、それから(4)の現在の健康保険証を提示していただく、この2パターンとなります。

先ほどもご説明いたしました、健康保険証とマイナンバーカードの一体化につきましては、高額療養費の手続きや、窓口での一時負担が不要になること、また、医療費控除の申請手続きが簡素化されることなどのメリット、さらに国の方でポイントなども用意しまして、強気に進めてきたところでございます。

そのためもありましてマイナンバーカードの保険証利用の登録件数も増加しております、マイナンバーカードの保有者のうち、78.2%の方が健康保険証の登録を行っています。

このような動きもありまして、(1)による医療保険給付関係情報が取得可能となるよう、番号条例の改正を行う自治体も増加してきております。

本市におきましても、窓口での混乱をできる限り避けて、また、市民の皆様の利便性向上などを図りまして、独自利用事務のうち健康保険証の確認が必要な事務において、情報連携により、医療保険給付関係情報の取得を可能とするために、番号条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして次のページの2、改正箇所をご覧くださいと思います。

こちらが今回健康保険証の資格情報などを確認できるようにするため、番号条例の別表第2に規定されている事務のうち、特定個人情報欄に、医療保険給付関係情報を追加する4件の事務でございます。

ここですいません、資料03「該当事務の事務概要について」をご覧くださいと思います。

こちらの表の右側が市の独自利用事務、左側が市の事務が準じている法定事務、国の方の事務となっております。

1ページの「木更津市子ども医療費助成規則による子供医療費の助成に関する事務」、こちらにつきましては、「児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」に準じておりまして、(2)事務の趣旨や目的、(3)対象者、こちらの方が概ね同一となっております。

またその下の(4)の追加する特定個人情報、こちらも同一となっております。

続きまして3ページの方をご覧くださいと思います。

2つ目の事務となります、「木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務」、こちらにつきましては、「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」に準じていまして、趣旨目的や対象者も概ね

同一となっています。

ここで(4)の追加する特定個人情報を利用する情報でございますが、こちらの方は法定事務と1ヶ所異なっております。

市の方で確認を行う事務が、対象者が児童のみとなりますので、国の方の「高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報」、こちらは高齢者の方の医療に関する情報になりますが、こちらは追加しないものでございます。

続きまして5ページをご覧いただきたいと思います。

3つ目の事務でございますが、「木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務」につきましては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」に準じております。

趣旨や目的、対象者は概ね同一で、特定個人情報も同一となっております。

続きまして最後の4つめの事務でございますけれども、7ページをご覧ください。

「木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例による精神障害者医療費の助成に関する事務」でございますが、3の重度心身障害者医療費の助成に関する事務と若干対象者が異なるもので、趣旨目的、対象者、それから特定個人情報などは3と同一となっております。

以上が4つの事務の説明でございます。

それでは先ほどの資料02の方にお戻りいただきたいと思います。

続きまして3の、今回の改正による市民への影響や負担でございますが、市が条例改正などを行うことによりまして、健康保険証が廃止された後も、マイナンバーによる情報連携により確認を可能にするというものでございまして、市民の方に負担が生じるということはありません。

また、条例改正を行わない場合ですが、資格情報のお知らせや資格確認書などを提示していただく必要がございますが、先ほどもご説明しました通り、今のところの情報では、これらの書類の今後の扱いが見通せないというような状況がございます。

市の方でマイナンバーによる情報連携を確認できる体制を構築しておくことで、このような国の対応に関わらずに、適切な情報の確認が可能になると考えております。

続きましてその下の4、行政の運用の変更及びリスク対策でございますが、健康保険証の廃止後は、マイナ保険証による情報連携、こちらが徐々に基本になっていくと思われま

す。ですが、資格情報のお知らせや資格確認書などの紙面による対応も引き続き必要となります。

情報連携の作業につきましては、すでに他の情報で実施していますので、市の運用業務に大きな変更はございません。

また、新たな業務発生による負担の増加ですとか、それに伴うリスクの発生ということは考えにくいですが、誤った情報連携をしないように、必ず職員2名以上で確認をして、情報連携を行って参ります。

また、紙面での確認作業につきましては現在と同様の手順でございますが、提示される書類の方が多様になって参りますので、確認等は十分に徹底をして参りたいと思います。

最後に条例改正の施行日及び理由につきましては、前半でご説明させていただきました通り、12月2日に施行する予定となっております。

当初、前年度中に審議会をお願いする予定でございましたが、保険証の廃止日や、保険証に代わる対応について、国の方から情報がございませんでしたので、このようなぎりぎりのタイミングになってしまったところでございます。

時間がなく、大変申し訳ございませんが、ご審議の方よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは説明の方は以上となります。よろしくお願ひいたします。

小林会長 そういうことで後半の方の説明が終えられたと。

最後の方に、この条例改正に伴って、条例改正が行われた場合、その条例に則った現場の事務対応というものに、大きなメリットがあると言っていいのでしょうか。3点ほど具体的な例を挙げられていましたけど。

山本課長 はい。今回条例を改正させていただくことによりまして、まず市民の方につきましては、書類等を提示する必要がなく、マイナ保険証の方を、提示していただくということで、利便性が上がるというところ、それから市の方におきましても、情報連携によりまして、資格の情報等が確認できるようになるというところで、支給までの時間など、そういったところにもメリットが出てくるというふうに考えております。

また書類の量も減って参りますので、例えば書類の紛失といったリスクも低減されるものというふうに考えております。

小林会長 ということで、今のご説明に対してご質問、それから、渡邊委員の方で先ほどの懸念材料と言われた点を、改めてご説明願えればと。

渡邊委員 特に私の方から懸念材料があるわけではないですけれども、まず先ほど述べたところと重複になりますけどもう一度述べさせていただきますが、典型事例に入っていて、ガイドライン通りということはそうだと思っておりますし、この事務が保険証の廃止に伴って、是非とも必要な事務だということはもう、論を待たないということは理解しております。

参考資料04の5ページを見ると、事例を探し、事例に該当するか検討して届ける事務手続を検討するという手順でやってくださいと書いてあって、その手順としてはこの3ページのところを見ると、今回の事務は全部ここに当たっているんだということだと思っておりますので、そうやって、資料を基に説明していただくと大変わかりやすいんじゃないかなと思います。

何か、これを進めていく上で懸念事項がありますかというのを先ほど質問させて

いただきました。お話の中で、誤った情報連携がされないことがないように、ダブルチェックしますとありました。

そもそもとして誤った情報連携がされてしまうような恐れが事務をやっていく中であるのでしょうか。

山本課長 これまでも誤った情報連携の例ということはございませんので、基本的にはないと考えておりますが、もしもという場合を想定しましてこのような対応としております。

渡邊委員 情報連携するのに手作業は発生するのですか。

山本課長 対象者の方のマイナンバー等を手入力して確認をするということになってございます。

渡邊委員 そこだけだってことですな、わかりました。気をつけてやっていただければ大丈夫だと思います。

小林会長 そのような方策をとることで、万全を期すと。

つまり誤った情報連携っていうのは、いろいろ意味があると思いますが、あり得るのはまずやはり故意ではなくて、ヒューマンエラーに基づくものという意味でお話しされていたのでしょうか。

山本課長 会長におっしゃっていただきました通り、番号の入力の間違いですとか、そういったことによって他人の方の情報を照会しないように、そういった点のためにダブルチェックをするということでございます。

小林会長 ということですが、その点も含めて、あるいは他のご質問は他にございますか。

いいですか。新旧対照表という資料がございますよね。新の方が網掛けになっているところ、これについては説明されてはいましたか。

河上係長 こちら、新旧対照表という形で表示されていますのが、今回条例を改正する番号条例の、別表第2の右側が今までの規定、左側が新しい規定という形で、今、山本の方が説明しました、医療関係情報の方が、今度新たに加わるというような形で書かせていただいています。

事前に山本の方から話を聞いている中で1点だけ、これはご報告という形になるんですけども、新旧対照表を1枚めくっていただきまして、一番右下に生活保護法（昭和25年法律第144号）と始まるもの、その隣の欄が、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づき日本国民に対する生活保護に準じた取り扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務」というのがありまして、この中に網掛けで、右側の方に「進学準備給付金」というのがございます。こちらが左側の新の方では、「進学・就学就職準備給付金」というような形で、改正をしております。

こちらの方が、急遽4月に生活保護法が改正になりまして、生活保護法に準じている外国人の生活保護の関係の事務について、用語の変更がございましたので、今回の改正とは違う趣旨ですが、法で名称が変わったので入れているところでございます。

それ以降のところにつきましては、医療保険給付関係情報として、略称を設けさせていただき予定でして、今回の特定個人情報として、番号法条例の別表第2の方に追加をさせていただくような形とさせていただいております。

小林会長 わかりました。他に何かご質問はございませんでしょうか。

今日のご説明を皆さんがお聞きになって、来週の4日、木曜日に、令和6年度第2回情報公開総合推進審議会がございます。時間が1週間ございますから、この間、今日のご説明、あるいは渡邊委員からの的確なご質問、それに対する的確なご回答を、皆さんが家に持って帰っていただいて、答申案の審議の際に、ご意見等をいただければと思います。

ということで、今日のところはこの審議はこれで打ち切りということによろしいでしょうか。事務局よろしいですか。

河上係長 はい、事務局の方で特に先ほど、渡邊委員がおっしゃられたところなどを中心に、内容をまとめさせていただきまして、たたき台を事務局の方で作っていききたいと思います。

小林会長 答申案は、それこそ一文字一文字、句読点から全部我々が請負うというのはある意味筋ですが、諸般の事情がございますのでそういう方法を取らないで、たたき台を作って来週の第2回審議会を出していただいて、それを前提にして議論を進めると。

そのやり方を取っていただくこととなりますけど、この点もご異議はございませんよね。

ということでこの最初の議題についてはこれで終了ということで、これで休みを入れますか。

河上係長 では、10分休憩という形で、今ちょうど3時ですので、3時10分まででよろしいですかね。

(休憩後)

小林会長 お揃いですか。では再開いたしましょう。

それでは、続きまして次第の「報告 個人情報の漏えいについて」に移りたいと思います。事務局の方からご説明お願いいたします。

河上係長 はい。まず、使います資料の方をご報告させていただきます。

「障害児通所給付費支給決定等に係る書類の誤送付における個人情報の漏えいについて(報告)」というタイトルのものがございます。

前回の審議会以降に、障がい福祉課におきまして個人情報の漏えいがありました。

個人情報保護制度の基本理念に照らしまして、経緯、再発防止策につきまして、障がい福祉課よりご報告させていただきます。では、よろしく申し上げます。

榎本次長 障がい福祉課の榎本でございます。よろしく申し上げます。

当課における障害児通所給付費支給決定等に係る書類の誤送付における個人情報の漏えいについて、ご報告を申し上げます。

本年3月28日に、障害児A及び障害児Bに対し、障害児通所給付費支給決定通知書兼

利用者負担額減額免除等決定通知を送付いたしました。

この中には、障害福祉サービス事業所に通所するための、受給者証の更新にあたり、新たな情報を記載した書類を同封しております。

障害児Aの世帯には、障害児Cがいることから、当該書類の特記事項欄には、障害児Cの氏名、受給者証番号、障害児である旨の情報が記載されております。

この記載につきましては、同一世帯に複数の障害児がいる場合に、利用者負担額を重複して払うことがないように、配慮して記載しているものでございます。

今回の郵送に当たり、当該書類について、障害児A及び障害児Bに対し、それぞれ誤って封入し、送付してしまったことによるものでございます。

事実が判明した、本年4月15日に、私が障害児AとC及び障害児Bの各保護者に対し、経緯経過を説明し、謝罪の上、当該書類についてすべて差しかえを行ったところでございます。

本件の原因といたしましては、封入する書類の内容の確認を怠ったこと、職員の個人情報保護に係る認識が低かったこと、私の指導及び管理監督が不十分であったことによるものでございます。

その後の再発防止に向けた対策といたしましては、まず課員全員に対し、改めて個人情報保護の重要性を認識させるべく、毎日の朝礼及び終礼において、個人情報の適正な取り扱いについて指導を行っております。

次に、書類を郵送する際の封入封緘作業のルール化として、封入封緘作業に専念するため、私の席の後ろにある作業スペースに移動し実施すること、封入封緘作業を複数の職員で実施すること、封入時と封緘時の確認を、それぞれ別の職員が実施することとしております。

当課では本件を含め、令和5年度中に3回の個人情報の漏えいが発生しております。

これらの取り組みにより、再発防止に向け、引き続き十分に留意して参ります。

大変申し訳ございませんでした。報告は以上でございます。

小林会長 この後あと2件ございますが、ご質問やご意見がございましたら、どうぞ。

増山委員 防止方法についての質問ですが、当該作業に専念するため課長席後ろの作業スペースに移動し実施するということですが、具体的にこれがどう作用して防止策になるのかというのが、いまいち理解ができなかったもので、説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

榎本次長 まず、私の席の後ろの作業スペースに移るというところでございますけれども、今まで、自席において封入封緘作業を実施する者もおりましたが、そうしますと、職員同士の事務上の会話であったりとか、または電話、お客様から呼び止められたり、そういったことで、作業が中断することによっての誤封入のリスクを低減させるために、この封入封緘作業に専念できるスペースに移動して、他とはシャットアウトして、作業に専念するということを今回改善して、徹底しているところでございます。以上でございます。

増山委員 大丈夫です、ありがとうございました。

小林会長 今後、こういったことが二度と起こらないようにということでの事細かな対応をされると受け取りましたが、ただ単に今回こういうことが起こったのでこういった対処対策方法を取りまして二度と起こらないようにしますということでは終わるのか、例えば、この部署の室内の状況が大体見えてきましたが、そういった部署特有の立地というか、ここに課長が座って後ろの方に係員がいるというような配置でいつも作業を進めるわけですね。それを内規、文章化するところまでは考えていらっしゃいますか。

榎本次長 現状においてはそういった作業のところでもこのように取り組むように指導しているところではございますが、各職員にさらに周知徹底を図るために、そういった書き物にして、配布をして、または掲示をして、取り組むようにやって参ります。以上でございます。

小林会長 その方がよろしいと思いますね。

榎本次長 はい、ありがとうございます。

小林会長 他にご質問やご意見等はございませんでしょうか。

それから最後に、この漏えいの案件というのは、公表はされているんですか。

少なくともここでは今公開されたわけですが、例えば記者発表するとか、あるいは市のホームページで、この件について公表するといったことは、いかがでしょうか。

榎本次長 今回の情報漏えいに関しましては、そういった報道発表とか、公表というところはしていないところでございます。今回誤郵送してしまった書類については、すべて回収ができたということと、中身については、要配慮個人情報でございますが、保護者の方に説明をしてご理解をいただいて、お許しをいただいた中で、二次被害やその恐れというものリスクというのは低いと判断いたしまして、行っていないところでございます。以上でございます。

小林会長 わかりました。

ただし、今もお話の中に出てきましたけど、障害者に関する情報は要配慮個人情報ですから、これはもう直ちに国の個人情報保護委員会には連絡はされていますよね。

河上係長 はい。こちらにつきましては、障がい福祉課の方から報告を受けまして総務課の方で個人情報保護委員会の方に報告をしている事案でございます。

小林会長 はい、わかりました。これでこの案件は終わりですとよろしいと思います。

河上係長 次に使う資料につきましては、今見ていただいた資料を1枚めくっていただきまして、タイトルが、「食物アレルギー対応事務における個人情報の漏えいについて（報告）」というものになります。

それでは、学校給食センターより個人情報の漏えいについて説明をいたします。

森竹所長 木更津市学校給食センター所長の森竹でございます。よろしくお願ひします。

私の方からは、食物アレルギー対応事務における個人情報の漏えいについて、ご説明させていただきます。

今回の事象の概要についてでございますが、学校給食センターでは食物アレルギーを持つお子様に対して、アレルギー対応給食の提供を行っており、アレルギー対応給食を提供するにあたっては、保護者との面談を実施しております。

この面談の際、保護者に渡している除去食対応予定表には、児童生徒の氏名を記載する欄が4ヶ所ございます。

新規に除去食の提供を受けようとする場合、この欄はすべて空欄の状態、保護者に渡しております。

継続して除去食の提供を受けようとする場合には、この欄に児童生徒の氏名を印字して保護者に渡しております。

新年度の転入者に対して、3月中に書類を作成し、4月に面談をすることといたしました。

4月に面談を実施し、4月分と5月分の除去食対応予定表を保護者に手渡しした際、他の児童の氏名等が記載された予定表を渡してしまい、後日、誤って渡してしまった保護者から予定表の提出があり、決裁時に、個人情報に記載されたものを誤って別人に渡していたことが判明したものでございます。

漏えい等が発生した恐れがある個人情報の項目でございますが、所属学校名、児童氏名、アレルギーの原因食物でございます。

本人の数につきましては1人でございます。

今回の事案の原因でございますが、予定表を手渡す際の確認の不足によるものでございます。

改善などの対応、今後の再発防止策でございますが、学校給食センター職員全員に対して、個人情報について厳重に取り扱うよう、改めて注意喚起を行いました。

面接時に保護者に書類を渡す際、個人名の記載箇所を指差し確認することといたしました。

アレルギー関係の書類に関して一覧図を作成して、15段階のチェックを行っているところでございます。今回ダブルチェックをする体制も構築していましたが、年度切り換えに対して、このチェック体制が機能していなかったため、チェックをする箇所、一覧表の使用方法について、話し合いをいたしまして、一覧表の一部を改め、チェック体制が機能するようにいたしました。

私からの説明は以上でございます。

小林会長 ご質問やご意見等がございましたら。

よろしいですか、この、児童に食物アレルギーがあるという情報は、やはりこれも要配慮個人情報に該当するのでしょうか。

河上係長 今、会長の方からご指摘ありました通り、こちらは要配慮個人情報のうちの疾病という部分に当たるといような形で、個人情報保護委員会の見解を受けております。

小林会長 そうすると、直ちに、国の委員会の方には連絡をしたということですか。

河上係長 はい、会長のおっしゃる通りこちらにつきましても1名の漏えいではございませんが、個人情報保護委員会の方に報告をさせていただいた事案でございます。

小林会長 それから先ほども、私の方でちょっと質問しましたが、この案件について、この場では先ほどと同じように公開されましたが、この場以外で、例えば記者発表するとか、市のホームページで公表するといったような処置はとられているのでしょうか。

森竹所長 今回の件に関しまして、保護者とお話をいたしまして、保護者の方にご理解をいただいております。

そして、要配慮個人情報ではございますが、食物アレルギーに関しまして、周りの方に知っていただくことが、重篤なケースに陥らないということにも繋がることなので、保護者の方もみんなに知ってもらって構わないというお話もいただいているところです。

そのため、発表はしないということでお話をしております。

小林会長 わかりました。他に質問やご意見等、ございませんでしょうか。

P T Aの代表の方はいらっしゃいますか。

高田委員 はい。

小林会長 もし何かご意見や、ご質問ございましたら、どうぞ。

高田委員 アレルギーに関してはとてもシビアなものでありつつも、先ほどおっしゃられた通り、周りに知ってもらうというところはとても大事なことかなとは思っています。

ただ要配慮個人情報という部分でもありますが、周りも知っておかないと、子供同士のトラブルにもならないかなというのもあるので、非常に難しい話だなと個人的には思いました。

また、例えば継続される方には氏名だけを記載するのでしょうか、それとも今までの申請していたアレルギー情報を記載した状態でお渡しするってということでしょうか。

小林会長 これはご質問ですよ。

高田委員 はい。

森竹所長 こちらの、除去食の予定表は、毎月の献立に合わせて、毎月作成をしております。毎回、そこに原因食物は何かというのを書いて、児童の名前を書いて作成しております。

今回の献立のうちに、配慮が必要なものはこれだけども、これは提供していいですか、それとも提供しないほうがいいですかということを、毎月、献立に合わせて書いていただくものになりますので、その方のアレルギーで話を聞いているのはこれですよということで、毎月原因食物についても記載しているところでございます。

高田委員 ご説明ありがとうございました。

なかなか個人情報を漏えいさせないためには記入させないのもありかなと思ったんですけど、いろいろなことを考えていくと、今のやり方の方が、生徒たちとか保護者に寄り添った対応と思っておりますので、この対応で私はいいいと思います。

小林会長 他にご質問やご意見がなければ、次の最後の3件目の案件に移りたいと思います。

河上係長 はい、最後のご報告になります。

「後期高齢者医療保険料の個人情報の紛失について」という報告書を使わせていただきます。

それでは、保険年金課より個人情報の紛失について説明をさせていただきます。

清水課長 保険年金課の清水でございます。本日はよろしく願いいたします。

私より後期高齢者保険料の個人情報の紛失につきましてご説明をいたします。資料をご覧ください。

後期高齢者保険料の徴収につきましては、ゆうちょ銀行、または郵便局で納付された場合、株式会社ゆうちょ銀行東京貯金事務センターにて、納付状況を取りまとめ後、公金払込高通知書及び千葉県木更津市領収済通知書が同事務センターから市に簡易書留で送付され、保険料の収納消込作業を行っています。

本年4月26日に納付者から、「昨年12月28日に郵便局で保険料を納付したが、催告書が届いた」との連絡があり、市から同事務センターに電話確認したところ、本年1月4日付の公金払込高通知書及び千葉県木更津市領収済通知書6件の個人情報を紛失していることが判明しました。

紛失しました郵便物については、簡易書留で郵送されており、保険年金課の会計年度任用職員が、1月5日に総務課より郵便物を受領したことは確認できました。

その後、後期高齢者医療係の担当者が当該郵便物を受け取り、事務処理を行ったかまでは特定はできませんでした。

また、紛失した書類については、検索を4月26日に保険年金課全職員で行いましたが、当該書類を発見することはできませんでした。

今回、紛失した個人情報は、保険料を支払った証明となる重要な書類となることから、日頃から課内でも慎重に取り扱っているところでございます。

2の経緯につきましては、本年4月22日に発送した後期高齢者医療保険料催告書を受け取った方より、「未納分については、納付済みであり、領収書を持っている」と連絡が入りました。

調査した結果、同事務センターから送付された、1月4日付、公金払込高通知書及び千葉県木更津市領収済通知書を紛失していることが判明しました。

紛失により、千葉県木更津市領収済通知書に記載のある氏名、保険料額及び被保険者番号の個人情報の紛失が判明したものでございます。

その後、4月30日に同事務センターに紛失した書類の再発行を依頼し、5月28日に回答が届き、5名の個人が特定できました。

なお本件についての個人情報の第三者への流出、不正利用等の二次被害は現在のところ確認はされておられません。

次のページをご覧ください。これまでの流れを時系列で記載をさせていただいたものでございます。

次に、3の原因につきましては、同事務センターから簡易書留で送付された、公金払込高通知書及び千葉県木更津市領収済通知書を担当者に直接渡さず机の上に置いたこと、送付された封筒は保管せずに処分をしていたこと、郵便物を受け取った記録や通知書との確認を行っていなかったことが原因と考えております。

4の対象者及び影響額につきましては、5名、6件の109,600円でございます。

また、2名分3件、5,800円については、督促状及び催告書により二重納付をされておりますので、7月末に還付予定の手続きを行っているところでございます。

5の対象者への対応につきましては、すでに全員に対しまして紛失原因の説明、謝罪を行いました。

現在、対象者へ定期的な確認は行っておりませんが、不審点等あった場合は連絡を入れてもらうよう説明を行い、現時点では当事者から連絡は来ていない状況でございます。

また、二重納付をされた方につきましては、速やかに還付手続きを行って参ります。

今回紛失した個人情報には、氏名の他、保険料額も含まれておりますが、この保険料額から対象者の全体的な経済状況の把握は難しいと考えております。

また、室内で紛失した可能性は高いですが、紛失した個人情報が外部に漏れいする可能性も否定はできませんことから、漏れいした場合も想定し対象者に対しましては、今後も適切な対応を行って参りたいと考えております。

6の再発防止策ですが、後期高齢者医療保険料は、ゆうちょ銀行、郵便局で納付された場合、支払いの証拠となる領収済通知書等が簡易書留で送付されてきます。

今までは、簡易書留郵便が届いた時点で、担当者が封を開け、中の書類を千葉銀行の窓口を持参し、その後封筒は処分していました。

今回の紛失は、郵便物を受け取った記録を残していないこと、収納の確認を行っていなかったことが紛失原因と考えておりますので、今後は、簡易書留等の封筒は受け取りの際には机の上に置かず、必ず担当者または係内職員に手渡しをします。担当者不在の場合は、郵便物の保管場所を特定し、他の書類に紛れないよう対策を施します。

また、封筒がいつ届いたのか、封筒を誰から受け取ったのか、誰が銀行へ書類を持っていったかの記録を残します。

開封した封筒を一定期間保管し、廃棄する際は、封筒に何も入っていないことを担当以外の他の職員も確認をするとともに、同事務センターから送付される公金払込高通知書と、後日、普通郵便で送られてきます、払込受払通知書を月に1度、複数人で突合せ、収納漏れがないかの確認を行い、突合した結果を記録に残します。

個人情報の取り扱いや管理についての認識を深めるために、半年に1回、年2回の研修を実施していきます。

最後に、書類紛失防止のため、整理・整頓を心がけることを意識して参ります。

以上の通り、書類保管体制の強化を図り、再発防止に努めて参ります。

説明は以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

小林会長 ご質問やご意見がございましたらどうぞ。

私の方からよろしいですか。

公金払込高通知書並びに千葉県木更津市領収済通知書が紛失、この結果、氏名、保険料額、そしてその方の被保険者番号、この3点が個人情報として悪用されることが懸念されるが、そういった動きというのは現時点では確認はできないということですね。

住所は、記載はされていないわけですか。

清水課長 私どもの方に送られてくる書類につきましては、住所の記載はされております。

小林会長 この3点だけと。

清水課長 はい。

小林会長 それから先ほどの2者に関しては、要配慮個人情報であることは間違いありませんが、今回のこの件に関して、紛失された本通知書の中に、要配慮個人情報は含まれていません。しかし、氏名、番号もさることながら保険料額ですよ。

保険料額は外部に漏れた場合、この保険料額をもとにした被害ということが想定されるということを指摘できると思います。

それからこの件は、二重納付ということとも結びついてしまったので、要配慮個人情報は含まれていないですが、直接お金が絡んでしまった事案であるという点においては、前者よりも、深刻な事案なのかなというような印象を受けますね。

私、たまたま見ましたが、この件はホームページで公表されていますよね。

清水課長 こちらにつきましては6月10日に報道発表の方と、市議会の方への説明と、あとホームページの方で公表をさせていただいております。

小林会長 何かご質問等がございますか。特にございませんでしょうか。

それでは二度と起きないような、対応を今後していただきたいというのが、この審議会を代表した私の意見ということでまとめさせていただきます。

以上で、3件の案件に関するご報告は終わりでよろしいですよ。

河上係長 はい。

小林会長 そうすると、次、その他でよろしいですか。

河上係長 1点、事務局の方から、追加してご報告をさせていただきたいと思います。

「木更津市個人情報の適切な管理に関する規程」という資料を用意させていただきました。

前回の審議会の方で構造的な問題もあるのではないかとご指摘を受けていたところでございます。これにつきましては、市長の方にも報告させていただいている中で、個人情報の適切な管理に係る全庁的な規律を作るというような形で、こちらの規程を作りました。

再発防止という観点では、会長からご意見ありましたが、規律、書面という形で作らせていただきつつ、この規程も条文だけではなかなか理解しづらい部分があったので

で、外部からの協力も得てマニュアルも作成をしました。

今後は、この規程に基づきまして、全庁職員の方に周知徹底をさせていただいたところ
でございます。

こちらの規程を作りまして今後、総務課としましても、点検という形で各課の方に、個人
情報の安全管理の対策について、全課ではございませんが年に何課か選びまして、実質
内部監査というような形になりますが、監査ということでも動いて参りたいと思います。

あと以前からご指摘を受けていますので、研修等は実施しているところでございます
が、やはり教育というのも大切かと思っております。研修の方も引き続きやっていきま
して、このマニュアルに加えて、今回この規程も活用して、適正に個人情報の取り扱いが行
われるように周知徹底を図り、対策としたいというような形で、追加でご報告させていた
だきたいと思っております。以上です。

小林会長 ありがとうございます。事務局は他にございませんか。

河上係長 3点ほどご報告させていただきます。

今回ご用意しました資料につきましては、次回の答申の審議でも使いますので、恐れ入
りますが、持ち帰っていただき、次回の審議会の方でも、お持ちいただければと思いま
す。

2点目が、次回の審議会ですが、7月4日木曜日、午後2時となっております。場所が
変わりますので、会議室1で行いますので、参加の方、よろしくお願いいたします。

3つ目ですが、例年、情報公開、個人情報の開示請求、会議の公開制度に関しまして、
運用を市の方でホームページや告示等で公表させていただいているところですが、こちら
につきましては、書面の方でまとめさせていただいております。恐れ入りますが書面のみ
での報告とさせていただければと思っております。申し訳ございませんが、よろしくお願
いいたします。

小林会長 他に特にございませんか。

それでは以上をもちまして令和6年度第1回木更津市情報公開総合推進審議会を終了
といたします。お暑い中長時間にわたり、皆様ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年7月29日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一